

米沢市建築設計意図伝達業務委託契約約款

(総則)

- 第1条** 米沢市（以下「発注者」という。）及び受注者は、この契約書（米沢市建築設計意図伝達業務委託契約書（様式第1号。以下「契約書」という。）及びこの約款をいう。以下同じ。）に基づき、設計意図伝達業務委託仕様書（別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計意図伝達仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計意図伝達仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計意図伝達仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示がある場合若しくは発注者と受注者との間で協議した場合を除き、業務に必要な手段を定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計意図伝達仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び設計意図伝達仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令、条例等に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第42条の規定に基づき、発注者と受注者との間で協議のうえ、選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由があるときは、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第3条** 受注者は、この契約締結の日から14日以内に設計意図伝達仕様書に基づいて業務計画書（様式第2号）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計意図伝達仕様書の変更に關し、発注者が受注者に対し業務計画書の再提出を請求しようとするときは、前2項の規定を準用する。この場合において第1項中「この契約締結の日」とあるのは「当該請求があった日」と読み替えるものとする。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関（出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上の額としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

5 業務委託料の変更があるときは、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1の額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条 米沢市契約規則第5条第3項の規定により契約保証金を免除するときは、前条の規定は適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行するうえで得られた図面、仕様書、現場説明書等（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託の禁止）

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計意図伝達仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ業務再委任・下請承認申請書（様式第3号）及び業務再委任・下請計画一覧表（様式第4号）を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計意図伝達仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（調査職員）

第9条 発注者は、調査職員（次項に掲げる権限を有する者をいう。以下同じ。）を置いたときは、その職及び氏名を米沢市調査職員指定（変更）通知書（様式第5号）により受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づき発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計意図伝達仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計意図伝達仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させるときに あってはそれぞれの調査職員の有する権限の

内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計意図伝達仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者指定(変更)通知書(様式第6号)及び管理技術者経歴書(様式第7号)により発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第11条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任された者若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、設計意図伝達仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計意図伝達仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務内容が一致しない場合の履行義務)

第14条 受注者は、業務の内容が次に掲げるいずれかに該当し、かつ、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(1) 設計意図伝達仕様書と異なる場合

(2) 発注者の指示と異なる場合

(3) 発注者と受注者との間において協議した内容と異なる場合

2 協議の内容が適合しない等の原因が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 履行期間の変更

- (2) 業務委託料の変更
- (3) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次に掲げるいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計意図伝達仕様書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計意図伝達仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計意図伝達仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計意図伝達仕様書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な事態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認の請求があったとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じないときは、受注者の立会いを得ずにこれを行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない事由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いたうえで、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、設計意図伝達仕様書の訂正又は変更をしなければならない。

5 前項の規定により設計意図伝達仕様書の内容の訂正又は変更をしたときは、発注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 履行期間の変更
- (2) 業務委託料の変更
- (3) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(設計意図伝達仕様書等の変更)

第16条 前条第4項の規定によるほか、発注者は、必要があると認めるときは、設計意図伝達仕様書又は業務に関する指示（以下「設計意図伝達仕様書等」という。）を変更することができる。この場合において、発注者は、設計意図伝達仕様書等を訂正又は変更した内容を受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により設計意図伝達仕様書等を訂正又は変更したときは、発注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 履行期間の変更
- (2) 業務委託料の変更
- (3) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(業務の中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止を米沢市委託業務一時中止通知書（様式第8号）により受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 履行期間の変更
- (2) 業務委託料の変更
- (3) 業務を一時中止したことにより発生する経費の増額
- (4) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、設計意図伝達仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計意図伝達仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計意図伝達仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計意図伝達仕様書等を変更した場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料の変更をしなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、履行期間延長承認申請書（様式第9号）により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。
- 3 前項の履行期間の延長について、発注者の責めに帰すべき事由によりこれをしたときは、発注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 業務委託料の変更
 - (2) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(発注者の請求による履行期間の変更)

第20条 発注者は、やむを得ない事由により履行期間の短縮をする必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を変更すべき場合において、これがやむを得ない事由であって、かつ、必要であると認めるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 業務委託料の変更
 - (2) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、業務委託契約変更書（様式第10号）により受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあつては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、業務委託契約変更書により受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときには、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が費用の増加を必要とした場合又は受注者が損害を受けた場合において発注者が負担すべき費用の額については、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

(一般的損害)

第23条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計意図伝達仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害は、当該第三者に対して損害の賠償をしなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計意図伝達仕様書に定めるところにより付された保険により填補さ

れた部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者との間で協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計意図伝達仕様書の変更)

第25条 発注者は、第14条から第18条まで、第20条若しくは第23条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、やむを得ない事由があるときは、増額分の業務委託料又は費用負担額の全部若しくは一部に代えて設計意図伝達仕様書を変更することができる。

- 2 前項の規定により設計意図伝達仕様書を変更しようとするときは、発注者と受注者との間で協議してその内容を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者がこれを定め、受注者に通知するものとする。

- 3 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第26条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了通知書(様式第11号)により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 受注者立会いのもと、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)による業務の完了を確認するための検査の実施(通知を受けた日から10日以内に限る。)

(2) 受注者に対する前号の検査結果の通知

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡書(様式第12号)により業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに、当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに、同項の検査において受けた指示を履行し、発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了をもって業務の完了とみなし、前各項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第27条 受注者は、前条第2項(同条第5項の規定により履行を完了した場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第28条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
----	---

年度 円
年度 円

3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(部分払)

第29条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求をする回数は、履行期間中2回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 受注者立会いのもと、設計意図伝達仕様書に定めるところにより、出来形部分の完了を確認するための検査の実施（通知を受けた日から10日以内に限る。）

(2) 受注者に対する前号の検査結果の通知

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認の結果の通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10)

7 前項の場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合は、発注者が当該額を定め、受注者に通知するものとする。

8 第5項の規定により部分払金の支払があった後、受注者は、再度部分払の請求をしようとするときは、第1項、第6項及び前項の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

第30条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回
年度 回
年度 回

(第三者による代理受領)

第31条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して第28条第2項又は第29条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第32条 受注者は、発注者が第29条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払を遅延し、又は相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により受注者が業務を一時中止したときは、発注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 履行期間の変更

- (2) 業務委託料の変更
- (3) 業務を一時中止したことにより発生する経費の増額
- (4) 受注者が受けた損害に相当する費用の負担

(債務不履行に対する受注者の責任)

第33条 受注者がこの契約に違反した場合、発注者は、その効果がこの契約に定められているもののほか、受注者に対して相当な期間を定めてこの契約の履行を請求し、又は当該請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者にその責めに帰すべき事由がないことを立証したときは、この限りでない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第26条第2項又は第29条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項の規定により設計意図伝達業務が完了した日から起算して本件建築物の工事完了後2年以内に行わなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失が原因で生じた違反であるときは、当該請求を行うことができる期間は、10年とする。

4 発注者は、設計意図伝達業務の完了の際、この契約に関して受注者の故意又は重大な過失が原因で生じた違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、この契約の履行又は損害賠償を請求することができない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

5 受注者がこの契約に違反した場合、その原因が設計意図伝達仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、第1項の規定は適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第34条 受注者は、履行期間内に業務を完了することができない場合において、その原因が受注者の攻めに帰すべき事由である時は、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、業務委託料から第29条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「法定率」という。）で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第27条第2項の規定による業務委託料又は第29条第5項の規定による部分払金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第35条 発注者は、受注者が次に掲げるいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかであるとき。
- (2) 管理技術者を設置しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 第37条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（米沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (6) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
- (7) 受注者が、独禁法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (8) 受注者が、独禁法第 7 条の 2 第 1 項ただし書（第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
- (9) 受注者が、独禁法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）
- (10) 注者が第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (11) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条による刑に処せられたとき。
- (12) 受注者は、この契約に関して独禁法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定により受注者が契約を解除したとき（同項第 5 号から第 11 号までに該当する場合に限る。）は、受注者は、発注者が指定する期間内に、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。業務が完了した場合も同様とする。

3 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既にこれを解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者又は構成員であった者は、共同連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定により受注者が契約を解除したとき（同項第 1 号から第 4 号までに該当する場合に限る。）は、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金に充当することができる。

5 第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第 36 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第 1 項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 37 条 受注者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 16 条の規定により設計意図伝達仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 17 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第38条 契約を解除したときは、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅するものとする。ただし、第29条に規定する部分払については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第39条 受注者は、契約を解除しようとするに当たり、貸与品等を管理しているときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において受注者が講じる措置の期限、方法等については、次に掲げる契約解除の区分に応じ、それぞれに掲げる者が定めるものとする。

(1) 第35条の規定による契約の解除 発注者が定め、又は受注者が発注者の意見を聴いて定める。

(2) 第36条の規定による契約の解除 発注者が定める。

3 第1項の場合において受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第40条 受注者は、設計意図伝達仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(延滞金等の徴収)

第41条 発注者は、受注者がこの約款に基づく違約金その他の損害金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までにつき法定率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合は、発注者は、遅延日数につき法定率で計算した額の延滞金を受注者から徴収するものとする。

(紛争の解決)

第42条 この約款の各条項において発注者と受注者との間で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者との間で協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者との双方が折半して負担するものとし、その他のものは発注者及び受注者がそれぞれが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任された者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

3 発注者又は受注者は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てについては、第1項に規定する紛争の解決を図る手続を講じようとするとき又は当該手続を講じているときであっても、これを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第43条 この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第44条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者との間で協議して定める。